

地域を守る力「消防団」

消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神に基づき、火災や地震、風水害などの有事の際に、市民の皆さんの生命や財産を守る地域防災の要として活動しています。不測の事態に備え、地域の消防・防災力の向上に重要な役割を担う消防団の活動について、お知らせします。



地域を守る活動

消防団は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった災害発生時における救助・救出、警戒巡視、避難誘導など、昼夜を問わず地域住



火災に備えた消火技術の習得

民の皆さんの生命や財産を守るために活動しています。また、平常時においても有事に備えた訓練や応急手当の普及指導、住宅への防火指導、警戒・広報活動を行うなど、地域の消防・防災力の向上において重要な役割を担っています。



東日本大震災時の支援活動

消防団の主な活動

東日本大震災でも多くの団員の方が活躍したんだって。



消火活動・災害対応

僕たちが安心して暮らせるように、いろいろな活動をしているんだね。



地域との連携



普段からの備え

団員の確保が課題

かつて消防団員は、比較的若年層が中心でした。現在では就業構造の変化や若年層の減少などにより、三十歳未満の団員の割合が減少する一方、四十歳以上の割合が増加するなど、高齢化が進んでいます。

また、団員の職業構成は、かつて自営業者などが中心となっていました。現在は被雇用者の割合が増加しています。

このような変化は、消防団の活動に少なからず影響を及ぼしており、活力ある団員を適正な規模でいかに確保していくかが、切実な課題となっています。



○お問い合わせ
消防本部総務課
☎22・0120

高まる必要性

地域の住民でもある消防団員は、その地域の地形や実情などに精通しており、混乱した災害の場における即時対応力や、貴重な情報が生かされます。

また、東日本大震災では、津波に対する警戒広報や避難誘導、避難所への食料や物資の輸送のほか、行方不明者の捜索に参加するなど、大きな動員力を有する消防団の必要性がさらに高まりました。

あなたの力を消防団に

消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活動する、非常勤の消防機関です。会社員や自営業、主婦の方など、年齢・性別・職業を問わず活動しています。大切な人が笑顔で暮らせるまちのために、皆さんも消防団員になりませんか。本市に住所のある十八歳以上の方であれば入団が可能ですので、地域の消防団員や消防署へお気軽にお問い合わせください。

消防団員の方にお話を伺いました

誰かの役に立ちたい

第1支団第1分団 鈴木美智子さん

震災の翌年に、友人の家が火災で全焼しました。以前から、勤務先の自衛消防隊に所属していた私は、火災と聞いて現場に駆け付けましたが、何もすることができませんでした。



「何か役に立てることがあったのでは」と考えたのが、消防団に入団したきっかけです。入団してまだ日が浅いため、火災現場では先輩団員の姿を見て、技術や知識の習得に励んでいます。

大雨による河川増水の際など、昼夜を問わず警戒に当たりますが、周囲から「消防団がいるから安心できる」「いざという時頼りになる」と言われることが誇らしく、誰かの役に立っていることを実感します。

また、訓練や警戒活動を通して、団員同士コミュニケーションを取る機会が多いので、消防活動での団結力はもちろんのこと、活動以外でも、頼れる知り合いができるきっかけにもなっています。

地域の安全・安心を守るために、献身的かつ奉仕的に活動する消防団は、災害対応はもとより、地域コミュニティの維持や振興にも大きな役割を果たしています。

市は、地域防災の要である消防団との連携をさらに強化し、一体となって消防・防災力の向上を目指していきます。



11月9日は「119番の日」 ～119番の適正な利用を～

消防本部指令課 ☎22-0123

119番は、市民の皆さんと消防をつなぐ緊急通報専用の電話です。最近、119番を使用した、災害情報や休日当番医などの問い合わせが見られます。このような問い合わせが多くなると、重要な災害の通報がつながりにくくなり、消防車・救急車がいち早く災害現場などに駆け付けることが難しくなります。

災害情報や休日当番医などについては、消防テレホンガイド(☎23-0119)や市ホームページなどで案内しているほか、火災情報などを電子メールで配信する、市防災メール配信サービスを行っていますので、ご利用ください。



市防災メール

11/9～15 秋季全国火災予防運動を実施 ～無防備な 心に火災が かくれんぼ～

消防本部予防課 ☎24-3941

空気が乾燥して強い風が吹き、火災の発生しやすい時期を迎えます。

尊い生命と財産を守るため、一人一人が防火を心掛け、火災のない、明るく住みよい「いわき」をつくりましょう。

○古くなった住宅用火災警報器を取り換えましょう

寝室や階段室に設置されている住宅用火災警報器は、平成18年の設置義務化から間もなく10年になります。電子部品の寿命や電池切れにより、火災を感知しなくなることもあり大変危険です。火災時の逃げ遅れを防ぐために、10年を目安に取り換えましょう。

